

南山大学利益相反マネジメント専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、南山大学研究審査規程第6条により、専任教職員の利益相反を適切に管理し、専任教職員による利益相反による不利益の防止を図るために、南山大学利益相反マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。専門委員会は、南山大学研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）の判断のもと、必要に応じて設置する。

(組織)

第2条 専門委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 学長の指名する教育職員 若干名
 - 2 教育・研究事務部長
 - 3 学長の指名する学外有識者 若干名
- ② 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ③ 専門委員会の委員長は、学長が指名する者とする。

(審議事項)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 利益相反に係る基本方針の策定に関する事項
- 2 利益相反に係る相談、助言および指導に関する事項
- 3 利益相反に係る広報および啓発に関する事項
- 4 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告等に関する事項
- 5 その他利益相反に関する事項

(調査)

第4条 前条第4号の調査は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 利益相反自己申告書
 - 2 ヒヤリング
 - 3 カウンセリング
 - 4 モニタリング
 - 5 その他
- ② 前項各号による調査の実施手続きについては、専門委員会が決定する。

(審議、勧告、決定等の手続)

第5条 前条の定めるところにより実施した調査に基づき、専任教職員の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

- ② 専門委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、当該専任教職員に対して利益相反に関する勧告等を行なう。
- ③ 専門委員会は、前項の勧告等を行なった場合、当該専任教職員の状況をモニターする。
- ④ 専門委員会は、審議の結果および勧告等の内容について、当該専任教職員に速やかに通知するとともに審査委員会に報告する。
- ⑤ 当該専任教職員は、委員会の勧告等に不服がある場合は、申し出により専門委員会に再度

第4部 利益相反マネジメント専門委員会規程

審議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、専門委員会の再審議を経て、審査委員会が最終決定を行なう。

⑥ 前項により、審査委員会の決定が下された場合、専門委員会は、その遵守状況をモニターする。

(議事の運営)

第6条 専門委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

② 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

③ 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数および議決数)

第7条 専門委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第8条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反アドバイザー)

第9条 専門委員会の下に、利益相反の知識等を普及させるために、必要に応じて利益相反アドバイザーを置くことができる。

② 利益相反アドバイザーの任務は、利益相反に係る相談・助言・知識の普及・その他利益相反に関する事項とする。

(部 会)

第10条 専門委員会に、必要に応じて、部会を置くことができる。

② 部会に関する事項は、委員長が定める。

(事 務)

第11条 専門委員会の事務は、教育企画・研究推進課が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。